

レンタルオフィス（コワーキング・サテライトオフィス）利用規約

宇和米博物館のレンタルオフィス（以下「当施設」とします）利用規約（以下「本規約」とします）は、一般社団法人ZENKON-nex（以下「当法人」とします）の提供するサービスの利用に関する条件を定めるものです。当施設を利用する者、または利用する法人（以下「利用者」とします）は、本サービスの利用前に必ず本規約の内容を確認の上同意し、本サービスの利用に際しては本規約の条件を遵守するものとします。

第1条（目的）

当施設は、地域のビジネスコミュニティの創造と会員相互の協働を目的とした場であり、当施設の利用により、地域の新たなつながりや新規ビジネスの創出を目指すこととします。

第2条（利用者）

1. 利用希望者は、当法人が指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、申し込むものとします。
2. 利用者の申し込みに対し審査を行い、当法人の判断により承諾しないことができるものとします。
3. 利用者は、利用者として有する権利を第三者に賃与及び譲渡することはできません。

第3条（サービス）

1. 提供するサービスは下記の通りとします。

（1）インターネット環境提供サービス

■コワーキング利用者について

- A. 当法人は利用者に対し、インターネット接続を可能とする環境を提供するものとします（以下、「インターネット環境提供サービス」といいます）。
- B. 利用者が当法人の提供する回線を用いてインターネット接続する場合、下記のトラブル等については、当法人は一切の責任を負わないものとします。
 - B-1. 当法人は、業務上必要であると認める場合又はやむを得ない場合、インターネット環境提供サービスを一時停止することができるものとします。
 - B-2. 当法人が利用者に対し、原因の如何及び帰責性の有無に関わらず、インターネット環境を提供することができない場合、これより利用者係る当該法人に損害が生じた場合でも、当法人は利用者に対して損害賠償の責任を負わないものとします。

■サテライトオフィス利用者について

1. セキュリティ管理上、個別での契約となります。

（2）コピー・FAX 複合利用サービス

- A. 利用者は、当法人が設置するコピー・FAX 複合機（以下「複合機」といいます）を定まった方法に従い、利用することができます。
- B. 利用者は、複合機を利用する場合、当法人が定める複合機利用料を払うものとします。
- C. 利用者は、故意、過失により複合機を毀損、汚損、紛失した場合、その損害の賠償をしなければなりません。
- D. 利用者が複合機を利用するにあたり、他の利用者の操作ミス、複合機の利用不能、故障、その他当法人の責によらず、複合機が利用できなかったため、利用者に損害が生じた場合でも、当法人は利用者に対して、損害賠償の責任を負わないものとします。

2. サービス内容は、変更することがあります。この場合、事前に利用者に通知するものとします。
3. 当法人が主催、または認定したイベント等を開催する際、当法人が管理運営上必要と認めた場合は、当施設の全部又は一部の利用を制限する場合があります。この場合、当法人は、事前に利用者に通知するものとします。
4. 当施設では、一般の方も来館され、時に雑巾がけ体験などで騒がしくなります。利用者は予めこれを了承するものとします。
5. 当施設の住所を利用した場合、郵便ポストは当法人と利用者との共用となります。但し紛失した際について、当法人は一切責任を負わないものとします。

第4条（利用時間）

1. 利用時間は月曜日（月曜日が祝祭日の場合は翌日）を除く、午前9時から午後5時までとします。営業時間の変更を行う場合、利用者に対し、告知するものとします。

第5条（サービスの利用期間等）

1. 本契約の利用期間は、最長で平成32年3月31日までとします。
2. 利用者は、前1項に記載する期間を利用可能とし、その期間内は利用者からの退会の申し出がない限り、毎月末日をもって、翌月末日まで自動で更新されます。
2. 利用者は、利用終了日までに、当施設に留置している所有物を収去するものとします。なお、利用終了日の1ヶ月後においても収去しない利用者の所有物については、当法人の判断で処分することができるものとします。

第6条（利用料）

1. 利用者は利用料金表に定める利用料（以下「利用料」といいます）を支払うものとします。
2. 月額利用料は、翌月利用分を前月25日までの支払いで、銀行振込となります。振込手数料が発生する場合利用者が負担するものとします。
3. 利用開始日が月の途中である場合、利用料は次の計算式に基づき日割計算するものとします。
4. 利用終了日が月の途中である場合、日割計算はしないものとします。

【計算式】

利用開始月の利用料 (税込価格)	=	利用料 (税込価格)	×	$\frac{\text{利用開始日から利用開始月末日までの日数}}{\text{利用開始月の日数（暦日）}}$
---------------------	---	---------------	---	--

※計算の結果、1円以下の端数が発生する場合には、四捨五入にて端数処理を行うものとする。

第7条（同伴利用者）

1. 利用者が同伴することを条件として、1名につき1000円/日の同伴利用料（以下「同伴利用料」といいます）を支払うことで、利用者でない者がサービスの利用をすることができるものとします（以下利用者に同伴してサービスの利用をする者を「同伴利用者」といいます）。
2. 同伴利用料は、利用者が現金にて支払うものとします。
3. 利用者は同伴利用者に本規約の定めを遵守させる義務を負うものとします。

第8条（サービス提供の終了）

1. 甲は、乙に対し、事前に通知することによって、サービスの全部又は一部の提供を終了することができます。
2. 乙は、甲が前項の規定に従いサービスの提供を終了する場合、甲に対し、サービス提供の継続及びサービスの停止に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求をできないものとします。
3. 甲が本条第1項の規定に従い、サービスの提供を終了する場合、同条同項で定める通知がなされた日が属する月の翌月末日をもって、サービスの提供は終了するものとします。

第9条（イベント及び防災・避難訓練）

1. 当法人では利用者同士、または利用者と外部の方が交流できるよう、イベントの実施を推奨します。
2. 利用者は防災・避難訓練に参加するものとします。但し当法人が認めた場合はこの限りではありません。

第10条（禁止事項）

1. 利用者は、サービスの利用等に関連し、以下の行為を行わないものとします。
2. 周囲に対する迷惑 / 有害 / 暴力等を行う行為
3. 設備の破損 / 破壊 / 盗難等を行う行為
4. 風俗、アダルトに関する情報、未成年者や青少年に有害な情報、またはそれらに類すると判断される情報を発信する行為
5. 反社会的、暴力的、猟奇的な情報を発信する行為
6. 当法人または第三者の運用するコンピューター等に支障を与える、またはその恐れのある行為
7. 暴力団等の反社会的勢力による不当な行為、その他違法行為を補助、助長する行為
8. 当法人の運営を妨害する、またはその恐れのある行為
9. その他、当法人により不適切と判断される利用者の行為
10. 前各号のいずれかに該当する違反により当法人が被った損害にかかる賠償請求は妨げないものとします。

第11条（不可抗力）

1. 天変地異、法令及びこれに準ずる規則の改廃・制定、公権力による処分・命令、その他当法人の合理的支配が及ばない事由等不可抗力を原因として、当法人の業務が停止し利用者及び利用法人へ本サービスの提供ができなくなった場合、これにより利用者又は利用法人に損害が生じたとしても、当法人は一切の責を負わないものとします。

第12条（利用者資格の停止又は除名）

1. 当法人は、利用者が次の各号に該当する場合は、理由の如何に関わらず、利用者の資格を一時停止、又は当該利用者を除名することができます。
2. 利用者が次に掲げるいずれかの行為を行った場合
3. 法律、条例に反する行為又は反する恐れのある行為
4. 暴力団員が関係する一切の事業
5. 政治活動及び宗教活動
6. マルチ商法およびそれに関連する恐れのある事業及び投資商材の販売
7. アダルト、出会い系、未成年や青少年に有害な情報を発信する事業
8. 公序良俗に反すると当法人が判断した場合
9. 提出書類に虚偽があった場合
10. 当法人や他の利用者、第三者に損害を与える恐れがあると判断した場合
11. 使用料等の料金の支払いを行わない場合
12. 前各号のいずれかに該当する違反により当法人が被った損害にかかる賠償請求は妨げないものとします。

第13条（サービス提供の休止）

1. 当法人は、下記の事項に該当する場合には、利用者に通知することなく、サービスの全部又は一部の提供を休止することができます。
 - ①設備の不具合により、十分なサービスを提供することができないと当法人が判断した場合
 - ②当施設の定期点検が行われる場合
 - ③緊急の点検、設備の保守状あるいは工事上やむを得ない場合
 - ④火災、停電、天変地異、法令及びこれに準ずる規則の改・制定、公権力による処分・命令、その他当法人の合理的支配が及ばない事由等不可抗力を原因として、サービスの提供ができなくなった場合
 - ⑤通信事業者が電気通信サービスを中断あるいは中止し、電気通信サービスの提供ができなくなった場合
 - ⑥その他、当法人が運営上休止する必要があると認めた場合

第14条（損害賠償）

1. 利用者は、サービスの利用に際し、自己の責に帰すべき事由により、当法人又は他の利用者に損害を与えた場合には、自ら費用と責任において解決にあたるものとし、当法人は一切の責任を負わないものとします。

第15条（免責）

1. 利用者は自己責任において当施設を利用するものとし、当法人は、故意または重大な過失がある場合を除き、当施設内で発生した人的・物的損害について、当法人は一切責任を負わないものとします。
2. 利用者が主催する当施設での事業等は、自己の責任において実施するものとし、当法人はこれにより発生した一切の責任を負わないものとします。
3. 保証人は申込者と同様に連帯責任・債務等を負うこと

第16条（協議事項）

1. 本規約の解釈に疑義が生じ、又は本規約の定めのない事由が生じたときは、当法人及び利用者は、協議の上、解決するものとします。

宇和米博物館レンタルオフィス 利用料金表

	1日利用 ドロップイン	月額利用	
		コワーキングスペース	サテライトオフィス
利用料金	2時間 500円 1日 1,000円	15,000円/月	30,000円/月
コピー料金	モノクロ・2色 10円 カラー 50円	モノクロ・2色 5円 カラー 30円	モノクロ・2色 5円 カラー 30円
大判プリンター	A2 1,500円 A1 3,000円	A2 1,000円 A1 2,000円	A2 1,000円 A1 2,000円
ラミネーター	50円	50円	50円
製本機	300円	300円	300円
会議室	× (一般料金にて利用可能)	最初の1時間無料 以降500円/時間	最初の1時間無料 以降500円/時間
世界の会議室	◎	◎	◎
第1校舎:その他教室	1,000円/時間 5,000円/日	1,000円/時間 5,000円/日	1,000円/時間 5,000円/日
講堂	× (一般料金にて利用可能)	2,000円/時間 15,000円/日	2,000円/時間 15,000円/日
無線LAN	◎	◎	×(各自契約)
FAX	×	◎	×
住所利用(郵便受取り)	×	◎	◎
ロッカー	×	◎	×
シュレッダー	×	◎	×
ホワイトボード	×	◎	◎
プロジェクター	×	◎	◎
カフェ	×	月3杯無料券配布	月5杯無料券配布
利用時間	9:00~17:00 火~日曜日	9:00~17:00 火~日曜日 時間外利用については要相談	9:00~17:00 火~日曜日 時間外利用については要相談

※1 利用料の免除、減免等は原則できません。

※2 金額は税別表記



一般社団法人 ZENKON-nex 宇和米博物館
〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町2丁目24
TEL: 0894-62-6517 / MAIL: info@komehaku.jp
FAX: 0894-89-3124 / URL: komehaku.jp